

職員が新型コロナウイルスに罹患した場合等の対応

令和2年3月24日
一部改正 令和2年4月1日
一部改正 令和2年4月9日
一部改正 令和2年4月20日
一部改正 令和2年5月11日
新型コロナウイルス感染症
危機対策本部

I. 対応事項

1. 連絡体制

- 1) 職員又はその家族が新型コロナウイルス感染症に罹患又は罹患の疑いが生じた場合及び罹患者と濃厚接触した可能性がある場合は、直ちに次の事項を所属長に連絡する。
 - ① 氏名
 - ② 所属、職名、携帯番号等
 - ③ 状況（入院先、症状、最近の出勤状況、過去14日間の行動範囲（外来受診歴、イベント等の参加歴）など可能な範囲で）
- 2) 職員から上記①の連絡を受けた所属長は、速やかに総務課及び部局長に報告する。
- 3) 総務課は、速やかに役員及び関係職員に報告・連絡する。
 - ① 役員（学長、理事、監事）
 - ② 事務局長、事務局の各部長
 - ③ 人事労務課、広報課
 - ④ その他（必要に応じて）
- 4) 部局長は、担当事務と連携して部局内で講ずるべき対応を行う。
- 5) 事務局の各部長は、各部内で情報を共有し必要な対応を行う。
- 6) 人事労務課は、産業医に報告し職員の健康確保の措置を講じる。
- 7) 広報課は、総務課と連携して情報収集するとともにマスク対応にあたる。
- 8) その他総務課から連絡を受けた職員は、その指示に従い必要な対応を行う。

2. 保健所による調査（大学が協力）（総務課）

- 1) 罹患職員の発症前14日間の行動確認
- 2) 罹患職員の濃厚接触者を特定
- 3) 濃厚接触者の健康確認（発熱の状況等）

3. 感染拡大防止

部局長及び所属長は、次により職場における働き方の見直しを図ることとする。

- 1) 「始業、終業の時刻及び休憩時間の変更」及び「1か月単位の変形労働時間制」を励行する。
- 2) 「福井県緊急事態宣言（令和2年4月14日）」に鑑みて、当面の間、在宅勤務を行うことができるものとする。

4. 新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議における審議等

罹患職員、濃厚接触者等に関する情報を整理後、関係部署間で対応を協議
新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議において対応を審議・決定

II. 対応手順

職員が罹患した場合等の対応手順は、以下のとおり。ただし、附属病院及び病院部に勤務する職員に関しては、医療体制を確保する観点から、附属病院長及び病院部長の指示に従い対応することとする。

1. 職員が罹患した場合

1) 当該職員の対応

県知事が行う就業制限や入院の勧告に従うとともに、直ちに職場に報告する。

※ 新型コロナウイルスに感染した場合は、感染症法に基づくことになり、労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止措置の対象外となることから、当該職員の休暇等の扱いは改めて検討することとする。

2) 職場の対応

① 当該職員から連絡を受けた所属長は、速やかに総務課及び部局長に報告する。

② 所属職員へ周知し、所属職員に体調不良者（発熱、倦怠感、咳、呼吸困難、嗅覚・味覚障害等の症状がある者。以下同じ。）がないかを確認する。

③ 所属職員は、14日間の健康観察（別紙「健康観察表」に記入。以下同じ。）を行う。

④ 罹患職員の罹患前14日間の行動内容及び濃厚接触者のリストアップを行い総務課に報告する

3) 体調不良者、濃厚接触者は、保健所・医療機関の指示に従うこととする。（原則として、所属長は、当該者に対し、14日間の自宅待機及び健康観察を命ずることとする。）

4) 休業等の対応は、保健所の指示内容等により状況を都度判断し、次の感染レベルに応じて実施する。

感染レベル	状 況	休業措置の範囲
レベル1	学内での感染リスクは極めて低い	少数の個人単位
レベル2	特定の組織単位での感染リスクがある	組織単位
レベル3	特定の建物単位での感染リスクがある	建物単位
レベル4	キャンパス全体での感染リスクが高い	キャンパス単位

※ 本文中における自宅待機命令とは、感染防止対策のために所属長の指示に従い所定労働時間内は自宅に待機し、確実に連絡が取れるようにすることをいう。（以下同じ。）

2. 職員に罹患の疑い（以下「疑義職員」という。）が生じた場合

1) 当該職員の対応

① 直ちに職場に報告する。

② 職員に罹患の疑いが生じた場合（所属職員が体調不良により医療機関を受診した場合及び濃厚接触者との接触等）には、所属長の判断により、疑義が解消されるまでの間、当該者に対し自宅待機を命ずることとする。

なお、PCR 検査を実施し、検査結果が陽性の場合、上記1の1)による。

2) 職場の対応

- ① 職員から連絡を受けた所属長は、速やかに総務課及び部局長に報告する。
- ② 所属職員へ周知し、所属職員に体調不良者がいないかを確認する。
- ③ 所属職員は、14日間の健康観察を行う。

3) 体調不良者には、所属長の判断により、疑義職員の疑義が解消されるまでの間、自宅待機を命ずることとする。

なお、疑義職員の検査結果が陽性の場合、上記1の3)及び4)による。

3. 職員の同居家族に罹患の疑い（以下「疑義家族」という。）が生じた場合

1) 当該職員の対応

- ① 直ちに職場に報告する。
- ② 所属職員の家族に罹患の疑いが生じた場合（家族が体調不良により医療機関を受診した場合及び濃厚接触者との接触等）には、所属長の判断により、疑義が解消されるまでの間、当該職員に対し、自宅待機を命ずることとする。
- ③ 当該職員は、14日間の健康観察を行う。

なお、疑義家族のPCR 検査結果が陽性（職員が濃厚接触者と判断される）の場合は、上記1の3)による。

2) 職場の対応

- ① 職員から連絡を受けた所属長は、速やかに総務課及び部局長に報告する。
- なお、職員の疑義家族の検査結果が陽性の場合、上記1の2)による。

4. その他の対応

- 1) 学内周知（HPに掲載、職員に周知）（総務課）
- 2) 文科省、県・市・町、関係機関への連絡（総務課他）
- 3) マスコミ対応（広報課・総務課）
- 4) 施設のアルコール清拭（所属職員）